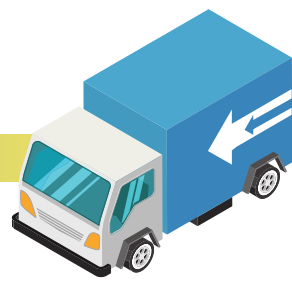


運行管理関係①（当該営業所に係るもの）



運転者台帳

運転者台帳を作成し、営業所に備えて下さい。
必須事項がありますので、すべて記載されているか確認ください

運行管理規程

運送事業者は運行管理規定を定める必要があります。しかし届出等する必要はありません

運行管理者選任届の控

運行管理者選任届は選任してから1週間以内に運輸支局へ届出が必要です。
最新の物を準備して下さい

運行管理者（講習）手帳（選任者全員分）

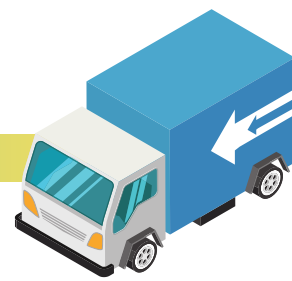
国土交通大臣が認定する機関で指導講習を修了したことを証明するものです。
選任後すぐ：年度内に講習が必要です
選任後：2年に1度 一般講習が必要です

点呼簿

点呼簿を用意して下さい。
点呼簿には、記載事項がありますので正確に記入しましょう

備考

運行管理関係②（当該営業所に係るもの）



乗務記録又は運転日報

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」により、運転日報の記録と保管が義務付けられています。デジタコの記録が日報に必要な内容の場合はデジタコデータでも可

運行記録計チャート紙

貨物自動車運送事業輸送安全規則により運行記録計の装着が義務付けられています。なのでデジタコ・アナタコを準備して下さい。必要な記載項目がありますので注意して下さい。

運行指示書

運行の経路や日時などが記された帳票（書類）です。2泊3日以上での運行など、乗務前後のいずれも対面で点呼を行うことができない場合に必要となります。※正・副どちらも必要です

運転者教育実施記録簿

運送事業者は、国土交通省通達に基づき、運転者に対して輸送の安全に関する指導監督を行わなければなりません。指導監督の指針に基づき実施した、運転者への指導教育について記録した書類「指導教育記録簿」が必要です

備考